

長野市監査委員告示第12号

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成17年12月2日

長野市監査委員	小	林	昭	人
同	高	波	謙	二
同	町	田	伍	一郎
同	山	田	千	代子

措置の通知書

平成16年度 包括外部監査 分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>126 山王小学校南校舎耐震診断業務委託 127 山王小学校北校舎耐震診断業務委託 (報告書 146 ページ)</p> <p>(1) 一括発注すべきもの この事業は、阪神淡路震災の後、耐震改修促進法の趣旨にのっとり、平成8年度に開始したものである。市内には全217棟の対象があり、うち119棟(55%)は診断を完了している。その結果は、耐震補強不要と診断されたもの15棟、要2次診断76棟、要耐震補強工事28棟となっている。 平成15年度は、小学校44棟、中学校9棟の計53棟の耐震診断を実施するものである。 山王小学校校舎の耐震診断業務委託に当たっての契約手続きをみたところ、平成15年8月1日に南側校舎の指名競争入札(8者)を行い、平成15年8月8日に北側校舎の指名競争入札(8者)を行っている。このうち6者は共通である。 教育委員会は、平成15年度に、この2件を含む56件の耐震診断業務を委託している。 校舎耐震診断という同じ業務を委託するに当たって、場所が同じで、時期的に同時であるものを別契約として発注しているのは適切でない。 一括して発注することで事務処理の手順の合理化が図ることができ、諸経費の積算でも節減が可能となるはずである。 業務委託の設計に当たっては、事業の全体計画との調整を行い、一括して発注できるものは一括して発注すべきである。</p> <p>(2) 診断の結果必要な手段を講じておくべきもの</p> <p>2次診断の結果で要耐震補強とされた28棟のうち6棟は、平成19年度までに補強工事を完了する方向で考えているとのことであるが、</p>	<p>耐震診断は、その結果によって耐震補強設計及び耐震補強工事の要否、耐震化の緊急性、耐震補強の方法、範囲及び経費等の概要が方向づけられるため、耐震化に係る全体計画の中で実施していくこととしている。</p> <p>また、耐震診断を終了した建物は、必要に応じ、耐震補強設計、耐震補強工事の順に事業を進めていくが、事業完了までには、多大な経費と期間を要することから、耐震補強の対象となる棟の中から事業量や経費等を勘案の上、具体的な対象棟を決定している。</p> <p>山王小学校については、中心市街地校の配置適正化の対象に挙げられていたことから、その検討のため、他の対象校とともに耐震性能の確認を急いでおり、契約期間の短縮を図るべく分割発注したことが原因であったため、全体計画の中で同一時期に耐震診断を行うとされている棟については、学校ごとに設計するよう改善を図った。 (教育委員会総務課)</p> <p>耐震診断については、平成22年度までに終了する見込みであるが、耐震化工事については、多額の経費を要することから平成29年度の完了を目標</p>

措置の通知書

平成16年度 包括外部監査 分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>山王小学校は、2次診断の結果要耐震補強と診断されているにもかかわらず、耐震補強工事対象の6棟には入っていない。それは諸般の事情(学校配置計画)によるものとのことである。</p> <p>学校配置計画の見直しの結論がでるまでの児童生徒の安全確保の観点から、何らかの手立てを講じておくべきものとする。</p> <p>また、要耐震補強とされたもののうち、工事計画に入っていない22棟については、地震(周期:60年プラス13年)被害の発生状況を考えると、早急な対応が求められる。</p> <p>なお、要2次診断とされた76棟は、平成27年度までに2次診断をした上で、所要の措置を講じていくことを目標としている。</p> <p>(3) 契約の方法を改めるべきもの</p> <p>本件業務委託に当たっての経緯を見ると、平成14年7月31日付14委施助第1号により、3年以内に耐震診断が終了する実施計画を策定するよう市町村に依頼することを求める通知が出された。</p> <p>市は、これを受けて予算措置等の準備作業を行い、設計・積算の参考とするため2者から見積書を徴し、設計・積算を行ったうえで、2月18日から耐震診断業務委託契約の締結作業を開始した。</p> <p>長野市契約規則第29条は、50万円以下の業務委託契約は随意契約によることができる旨定めている。表中の業務委託はすべて契約金額が50万円以下であり、一見すると随意契約によることのように見える。</p> <p>しかし、備考欄に印をつけたものは、数字ごとに、同一の小学校又は中学校であり、同一の業者と同一の期間で契約を締結している。数字ごとに契約金額を足すと50万円を超えており、中には100万円以上になるものもある。</p> <p>原則として担当課で直接契約できる業務委託契約は、予定価格が100万円未満のものであり、この場合においても予定価格が1件50</p>	<p>としている。</p> <p>耐震診断の結果、要補強と判定された棟については、早期に耐震化工事を実施できるよう予算の確保に努めるとともに、工事までの間は、防災教育の徹底、落下物防止などの措置を各学校の実状を調査の上、実施することとした。</p> <p>(教育委員会総務課)</p> <p>平成14年7月31日付14委施助第1号により、文部科学省は市町村に対し、今後3年以内に耐震診断を終了する実施計画を策定するよう求めるとともに、比較的簡易かつ安価な診断方法として、耐震第1次診断を提案してきた。</p> <p>耐震第1次診断は、従来から実施してきた耐震第2次診断とは手法が異なるため、設計・積算等に不測の期間を要した。</p> <p>また、設計・積算の途中で建物の構造によっては、耐震第1次診断が実施できないこと、建物の竣工図面や構造計算書の有無によって、診断費用が大幅に左右されることが判明し、全体計画の見直しを余儀なくされた。</p> <p>本件の耐震診断は、以上のことから事業の実施時期が当初の想定より大幅にずれ込んだことが原因であったため、事業の実施期間に余裕を持てるような年間計画を策定するとともに、全体計画の中で同一時期に耐震診断を行うとされている棟については、学校ごとに設計するよう改善を図った。</p> <p>(教育委員会総務課)</p>

措置の通知書

平成16年度 包括外部監査 分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>万円を超えるものは指名競争入札により契約することとなっている。</p> <p>本件業務委託は、業務の質・量の見込みを誤り作業開始時期が遅れ、業務完了予定日までの期間に余裕が持てず、契約事務手続きにおいて、本来なら競争入札によるべきものを分割して50万円以下とすることによって随意契約の形式をとったものであり適正でない。</p> <p>担当課は契約規則等を遵守し、契約課は担当課が行う契約手続きに準拠性(コンプライアンス)が保持されているかどうか監督すべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>128 テレビ会議用システム構築委託 (報告書151ページ)</p> <p>(1) 物品購入費で処理すべきもの</p> <p>平成10年度から、東日本電信電話(株)と協定して、長野市教育の情報化推進共同研究会において実験的に共同研究してきた学校間交流の実績を踏まえ、市の自前の「テレビ会議用システム」を構築したものである。</p> <p>この業務委託は、NICER(教育情報化に関する情報収集等を行っている文部科学省の外郭団体)が学校教育用にカスタマイズする箇所と方向を示唆し、NTTが構築したテレビ会議システムの導入をNTTに委託したものである。</p> <p>テレビ会議システム構築業務委託予定価格積算書によると、NICRの学校教育用にカスタマイズした「テレビ会議システム」という既存のシステム及びサーバーマシンの購入であり、システムの構築ではないと受け止めざるを得ない。</p> <p>契約については、業務委託に当たるか物品購入で処理すべきかについて十分検討すべきである。</p>	<p>TV会議システムについては、長野市教育の情報化推進共同研究の中で、学校間交流に実験的に使用してきたものを、NICERが教育現場で使えるテレビ会議として、システムとしての良さを認め、より教育現場に適するように、具体的にカスタマイズする箇所と方向を示唆し、それを受けてNTT東日本が構築していたものがベースである。導入時は、画面構成の変更や音声インジケータの追加、高速回線への対応など長野市版としてカスタマイズしながらのシステム構築であった。</p> <p>指摘のように、積算書の中で、システム構築の部分の表記が不十分で、業務委託として処理すべきである部分が不明確となっていたのが原因であったため、今後、契約に当たっては、物品購入費として処理すべきものと業務委託料で処理すべきものとを明確にして積算し、対応していくことで改善を図るものである。</p> <p>(学校教育課)</p>

措置の通知書

平成16年度 包括外部監査 分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(指摘事項) 129 共和小学校・児童センター建設敷地地盤調査委託 (報告書 152 ページ)</p> <p>(1) 契約条項に明確に定めておくべきもの 共和小学校・児童センター建設敷地地盤調査委託契約は、共和小学校建設予定地(29,199㎡)の地盤調査のため、およそ500㎡に1点、計10地点、深度25mのボーリング調査を委託するものである。</p> <p>履行状況を見ると、(表59)のとおり、平成15年12月15日、掘削地点No.Aについての業務委託協議(指示)書が業務委託会社から提出され、これに対して市は、同地点の掘削を終了すると回答している。以後、(表59)のとおり協議し、いずれの掘削地点についても、協議を受けた深度で掘削終了深度としている。</p> <p>その上で、1月26日に契約上250mの累計掘削深度が、掘削作業の結果128mだったことを理由に、2,919,000円の契約金額を減額する変更契約を締結している。</p> <p>当初契約には、契約上の掘削深度と現実の掘削深度が異なった場合の扱いについての条項をおかないまま、このような扱いとすることは適切でない。</p> <p>地盤調査のためのボーリング調査委託の受・委託に関する取引例は「契約上は掘削深度を決めておくが、契約した深度まで掘削しなくても地盤の強度が一定の値を示したときは協議して掘削を終了する」扱いになっているとの説明であるが、取引例がそうであれば、単に「25mまでの掘削深度」という定めでなく、「地盤の強度が一定の値を示したときは協議して掘削を終了する」旨を契約条項上で定めておくべきである。</p>	<p>本件は、設計時点において、掘削終了深度が不明であることから、便宜的に設計上の計画深度を25mとして積算し、契約したものである。</p> <p>通常、掘削地点により掘削終了深度が異なることは容易に予測されるにもかかわらず、その際の手続きについて、明示していないことが適切でなかったため、契約書又は委託仕様書に掘削終了深度が変更になった場合の手続きについて明示するよう改善を図った。</p> <p>(教育委員会総務課)</p>